

くらしの法律シリーズ 4

老後の はななし

相続・遺言編

自分亡き後、遺された家族や財産はどうなるんだろう…
人生の終着点が見えてくると、そんなことが気になります。
もしものときに備えて、どのような準備をしておいたらよいか、
「相続・遺言」について、思っておきたいこと。



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL 075-256-1881

FAX 075-231-8506

遺言必要度子エック

以下の子エックに
いくつあてはまりますか？

- 子どもが2人以上いる
- 預金が1000万円以上ある
- 子どもらのいずれかに100万円以上のまとまった金額をあげた(贈与)ことがある
- 自分名義の不動産がある
- 結婚したことが2回以上あり、前の配偶者との間に子がいる
- 子どもらのうちの特定の子に財産を残したい
- 配偶者が存命だが、子どもがいない
- 配偶者・子どもがおらず、両親も兄弟とその子らも他界している
- 今暮らしている相手とは籍を入れておらず、内縁関係である
- 配偶者や子ども以外に自分の財産を渡したい相手(法人等含む)がいる

0個 ↓ 遺言必要度10%

後顧の憂いが少ないですね。親しい方へのお礼のつもりで、お手紙のような形の遺言書を書かれても良いかもしれません。

1〜3個 ↓ 遺言必要度60%

遺言など書かなくても、家族みんな仲が良いし、後はうまくやってくれる…と思っ
ていませんか？ ご自身で思っておられる
より、遺言が必要なのです。仲の良い家
族が自分亡き後争いあう、などということ
にならないように、遺言を残すことをオス
スメします。

4個以上 ↓ 遺言必要度100%

遺言がなければ困ったことになりそうで
す。早期に遺言書の作成をご検討ください。



相続税法の改正に ご注意を！

ケース1 後田さんの場合

「相続税なんてかからない」
と思っていたら、
今後は相続税がかかる？

財産が自宅（評価額約3000万円）と
預貯金3000万円程度の後田さん。相続
人は妻と2人の子で、相続税の基礎控除額
は8000万円だし、相続税はかからない
から大丈夫、と思っていました。

ところが亡くなった後、遺産分割をして
いなかった後田さんの父名義の山林、田畑
が残っていることが判明。さらに、亡くなっ
たのが平成27年1月1日以降だったため、
相続税がかかることに……。



❗ ポイント

2015(平成27)年1月1日から、改正相続税法が施行され、基礎控除額が大幅に引き下げられます。

これまで

5,000万円
+
(1,000万円×法定相続人)

改正後は

3,000万円
+
(600万円×法定相続人)

ケース1 後田さんの場合、これまで8,000万円だった控除額が4,800万円に！
配偶者や小規模宅地の軽減規定もありますので、今のうちに、ご自身の資産を点検
し、対応を検討されてはいかがでしょうか。ご希望により、税理士、司法書士、ファイ
ナンシャル・プランナーをご紹介します。



相続で争いを起さ ないためには…？

ケース2 越後さんの場合

喧嘩して出て行った長男には
家をやらないうもりが…

自宅で長男と同居して一緒にクリーニング店を営んでいた越後さん。でも長男は、越後さんに散々暴言を吐く、時には暴力を振るうなどしたあげく、家を飛び出して行方不明に。そんな長男には跡を継がせたくないと思つた越後さんは、長男が出て行った後、同居して夫婦で店を手伝ってくれるようになった長女に一切の財産を譲る旨の自筆遺言を書きました。

越後さんが亡くなった後、長女は家庭裁判所で遺言書の検認手続をもらい、法務局で自宅の所有権移転登記を行いました。ところがその後、長男から4分の1の遺留分減殺請求（子など兄弟姉妹を除く相続人が、法定相続分の2分の1の割合で財産を取り戻す請求）をされました。越後さんには預貯金がなく、長女夫婦にも4分の1にあたるお金を支払う資金がなかったた

め、結局自宅を売って長男にお金を払うことになってしまいました。

ケース2 平原さんの場合

公正証書を作成し、
遺志通りの相続に

弁護士に公正証書遺言の作成を頼んだ平原さん。弁護士は、長女に一切を相続させるのは長男の暴言や暴力が原因であること、長男には結婚資金としてまとめた金額を贈与していることを公正証書遺言に記載しました。死亡後、長男は遺留分減殺請求をしましたが、生前贈与も考慮すれば具体的相続分はないとして、自宅は手放さずに済みました。

ポイント

自筆証書遺言には、決まった様式がありません。その様式が守られていなければ、無効となってしまいます。また、原則として開封前に検認手続を経なければ登記等ができません。その他、生前にした贈与の相手や時期、金額を特定しておく、遺留分をあらかじめ算定してそれに見合う金額を預貯金等で渡すようにしておくなど、後日の紛争を回避するため様々な配慮が必要です。

公正証書遺言とは？

原則として遺言者が公証人役場に行き、公証人に対して遺言の内容を口授し、それを公証人が確認して公正証書として遺言を作成するものです。

平成●●年 第●●号

遺言公正証書

(住所) 京都府●●●郡△町番地

(職業) 農業

遺言者 平原ナツヒコ

昭和●年●月●日生

【頭書省略】

遺言の本旨

遺言者の陳述

第一 遺言者は、遺言者の長女●●●△番地平原千晶に後記遺産目録記載の土地建物及び預貯金を相続させる。

第二 この遺言の遺言執行者として、下記の者を指定する。

京都市中京区御幸町通り丸太町下る 御幸町ビル5階

弁護士 ○○○○

付言事項

遺言者の長男平原○○は、昭和○年ころから平成●年ころに至るまで、遺言者をしばしば侮辱し、再三にわたって遺言者に対して殴る蹴るの暴行を加えたため、上記のとおり遺言した。

長男○○には、昭和▲年▲月に結婚祝金として1000万円を贈与しており、同人は同人の遺留分を上回る特別受益を得ているから、同人には遺留分は存在しない。くれぐれも遺言者亡き後紛争を起こすことのないよう望む。

私の葬儀については、私の自宅（本家）において執り行うよう長女千晶に願います。

【以下省略】

こうした事情は、遺された他の家族にはわからないことが多いため、明記した方がよいでしょう。

相続人以外の人に 資産を残すには…？

ケース3 後藤さんの場合

長年連れ添った内縁の妻、 泣く泣く家を明け渡す

後藤ユキオさんは84歳。40年前に死別した妻との間に2人の子がいます。今から25年前のこと、14歳年下のユキ子さんと知り合い、一緒に住むようになりました。そのとき後藤さんは59歳でしたから、今さら入籍するのも恥ずかしいと、ずっと内縁関係でいました。ユキ子さんのことは2人の子どもたちも知っていましたし、特に長男には、自分亡き後ユキ子さんを頼むと告げ、長男もわかったと請け負ってくれました。だから、後藤さんは、ユキ子さんに何も心配はいらないと、常々言っていたのです。ところが後藤さんが亡くなった後、長男はユキ子さんに、家を出ていくよう要求してきました。ユキ子さんは、せめて自分が亡くなるまではいさせてほしいと裁判で争いましたが、住み続けることは認められず、泣く泣く家を明け渡すことになりました。

ケース3 前田さんの場合

遺言書で、 紛争なく住み続けられた

後藤さんと同じ状況だった前田ハルオさん。弁護士に相談し、自分亡き後は内縁の妻のハルミさんが生きている限り、ハルミさんに自宅を贈与するとの公正証書遺言を作成してもらいました。子どもたちには、預貯金を1000万円ずつ残すことにし、遺言執行者も弁護士を指定しておきました。前田さん亡き後、遺言執行者の弁護士が、自宅の登記名義をハルミさんに移し、預金を解約して1000万円ずつ子どもたちに渡しました。おかげで、特に紛争が生じることもなく、ハルミさんは亡くなるまで、自宅に住み続けることができました。

ポイント

自分が死んだ後、法定相続人ではない人に財産を渡すことは、遺言書がない限りはできません。内縁関係の配偶者のほか、長男が亡くなった後も同居を続けて世話をしてくれている長男の嫁に自宅を残したい場合や、事業を手伝ってくれている親族や知人に事業用財産（店など）を渡したい場合などは、遺言書が必要です。



平成●●年 第●●号

遺言公正証書

(住所) 京都市左京区●●●△番地

(職業) 自営業

上記の者は、本公証人氏名を知らず、かつ、面識がないので、法定の印鑑証明書を提出させて、その人違いでないことを証明させた。

証人2名住所・職業・氏名 【省略】

平成●●年●●月●●日本公証人は、前記遺言者の囑託により、本公証人役場において、前記証人2名の立ち会いの下に、遺言者の遺言の陳述を聴取し、これを次のとおり録取する。

遺言の本旨

遺言者の陳述

第一 私は、死亡のときにおいて、

(一) 内縁の妻である京都市左京区●●●△番地●●●ハルミに後記遺産目録1記載の土地建物を遺贈します。

ただし、上記受遺者が死亡したときは、上記遺贈は効力を失うこととし、上記遺贈が効力を失ったときは、上記土地建物を遺言者の長男前田○○に相続させます。

(二) 私の後記遺産目録2記載の預貯金のうちから各1000万円を、長男前田○○及び二男前田△△に相続させます。

(三) 以上を除き、後記遺産目録2記載の残余の預貯金は、前記●●●ハルミに遺贈します。

第二 この遺言の遺言執行者として、下記の者を指定します。

京都市中京区御幸町通り丸太町下る 御幸町ビル5階

弁護士 ○○○○

遺産目録【省略】

本公証人は、遺言者の口述による遺言を筆記し、これをこの証書の全文にわたり、遺言者及び証人に読み聞かせたところ、いずれもその筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印した。

前田ハルオ 印

○○○○ 印

★★★★ 印

以上本公証人は、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従いこれを作成した。よって同条第5号に従いこの旨を附記し、次に本公証人署名捺印する。

京都法務局所属

公証人 ▲▲▲▲

公正証書遺言の作成には証人2名の立ち合いが必要です。



Kyoto Law Office

ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506
<http://www.kyotolaw.jp/>

お電話で
ご予約

075-256-1881

ご相談

平日 10:00～19:00
土曜 10:00～15:00
(第2土曜を除く)

受付

平日 9:00～19:00
土曜 9:00～15:00
(第2土曜を除く)

ホームページから 24時間受付

<http://www.kyotolaw.jp/>

ご相談申込フォームからお申込ください。当日もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



- 地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分
- 京阪鴨東線：「神宮丸太町」から徒歩10分

◎お車でのお越しの場合は、ビル地階の駐車場をご利用ください

テラス の制度も利用できます。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用ください。
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

キ リ ト リ

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回相談を無料とさせていただきます

相談者のお名前

電話

紹介者のお名前

電話

当事務所とのつながり(団体名など)

※必ず事前にご予約ください